

後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書

政府は、75歳以上及び65歳以上75歳未満で一定の障害のある高齢者を対象とした後期高齢者医療制度を創設し、本年4月1日から実施されています。

同制度については、これまで保険料負担のなかった被用者保険の被扶養者を含めて、高齢者から保険料を徴収し、それも月額1万5千円以上の年金受給者の年金から保険料が天引きされること、保険料滞納者から被保険者証を返還させ、被保険者資格証明書を交付し、医療機関の窓口で一旦全額負担させられること、さらには、他の健康保険とは異なる診療報酬体系の導入により、医療内容が低下したり、受けられる医療が制限されることなど、さまざまな問題点が指摘され、高齢者をはじめとして不安や不満の声が広がっています。

このような制度を進めることは国民の健康で文化的な生活を営む権利を脅かすものであり、一部見直しをするだけでは制度の根幹に対する不安や不満は解消できないと考えます。

よって、政府におかれては、同制度を早急に廃止するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年10月2日

尼崎市議会議長

関係大臣あて